

[商品概要説明書]

株 主 優 遇 定 期 預 金

※本商品については、2023年10月1日以降、新規預入の取扱いを終了しています。

(2023年 6 月 22日現在)

1 商 品 名 (愛 称)	・ 自由金利型定期預金 (M型) < 単利型 > (愛称: 株主優遇定期預金)
2 ご利用いただける方	・ 下記優待基準日時点の当行株式名簿において、100株以上をご所有の株主さま (個人・法人) < 優待基準日: 2023年 3 月 31日 > ・ 株主ご本人さまと生計を一にするご家族さま
3 期 間	・ 1 年 ・ 預入時のお申し出により自動継続 (元金継続) の取扱いができます。
4 預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 (当日における複数口でのお預け入れはお取扱いいたします。) ・ 10万円以上500万円以下 (優待券1枚につき1回に限りお預け入れできます。優待券を2枚使用して大口定期預金をお預け入れすることはできません。) ・ 1円単位
5 払 戻 方 法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
6 利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 頻 度 (3) 計 算 方 法 (4) 課 税 方 法 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の店頭表示金利に年0.1%加えた金利を満期日まで適用します。 ・ 利払い方式とし、満期日に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・ 利息の20% (国税15%、地方税5%) が分離課税されます。ただし、2013年1月1日から2037年12月31日までにお受取りとなる預金利子には、復興特別所得税0.315%が追加課税されます。 ・ 金利は窓口でお問い合わせください。
7 手 数 料	—
8 付加できる特約事項	・ 個人のお客さまの自動継続扱いのものは、総合口座の

	担保とすることにより、当座貸越を利用することができます（貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率）。 ・「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対象となる個人のお客様は、マル優の取扱いができます。
9 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。 ・預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×30%
10 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または、03-5252-3772
11 その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・この預金は、預金保険の対象となり同保険の範囲内で保護されます。